

(様式1)



山口市

報道資料

令和7年 8月26日

1 件 名	「水道メーター取替えのお知らせ」における「取替期間(予定)」の記載誤りについて
2 日 時	令和7年8月26日(火)
3 場 所	山口市内
4 内 容	<p>計量法により水道メーターの有効期間は8年と定められています。山口市では有効期間満了の前年度の水道メーターを対象に取替を行っており、取替費用は無料となっています。</p> <p>このたび、令和7年8月20日(水)に発送した、「水道メーター取替えのお知らせ」において、有効期間満了の水道メーターの「取替期間(予定)」の記載に誤りがあることがお客様の御指摘により判明しました。</p> <p>これを受けまして、8月22日(金)に、「取替期間(予定)」を正しい期間に変更した「水道メーター取替えのお知らせ」を発送しました。</p> <p>(2,763件 内訳:大内1,196件、小郡1,179件、陶218件、鑄銭司170件)</p> <p>(誤) 令和7年8月1日～令和7年8月25日 ↓ (正) 令和7年9月1日～令和7年9月25日</p> <p>今後は「水道メーター取替えのお知らせ」を作成する際に、記載内容を複数人で確認するなど事務手順を見直し、二度とこのようなことがないように再発防止に努めてまいります。</p>
5 出席者	
6 問い合わせ	山口市上下水道局 業務課 (担当 與國・沖) TEL 083-933-6667